

関西|労災|職業病

関西労働者安全センター

2020. 2.10発行〈通巻第507号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11 ウタカビル201
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail : info@koshc.jp
ホームページ : http://koshc.jp/



建設関係など石綿労災請求相次ぐ

「いのちの救済」「救済給付改善」を法制度改正の優先課題に …… 2

複数就業者の保険給付で法案上程

複数事業賃金の合算と複数業務要因災害新設 …………… 5

ワーバーイツユニオンが事故調査

フリーランスの労災補償はどうなる!? …………… 8

死ぬまで元気です vol.21 右田孝雄 …………… 9

安全のきいわあど その32 かかり木の処理 …………… 11

韓国からのニュース …………… 13

前線から …………… 16

はつり工の全身性強皮症 労災認定が課題／大阪

アスベストユニオン定期大会 那覇で開催／沖縄

連合大阪労働安全衛生センターが総会 職場巡視研修など取り組みを決定
／大阪

建設関係など石綿労災請求相次ぐ 「いのちの救済」「救済法給付改善」を 法制度改正の優先課題に

中皮腫サポートキャラバン隊には中皮腫の方の治療相談が相次いでいるが、労災などの手続きの支援に取り組むことが多い。また、12月のホットラインから対応が始まった方も相次いでいる。

N Tさんは1933年生の86才男性。1954年から1985年まで主に火力発電所での保温工事に従事した。その後呼吸器症状が強くなり2006年、72才のときにじん肺管理区分申請するも管理1とされたが石綿健康管理手帳を取得した。経過観察を続けていたが、昨年11月に肺がん疑いとなり八尾市内の総合病院を受診したところ、肺がんと診断された。明らかな石灰化胸膜プラークの所見があり、石綿ばく露歴も長く、年明け早々に東大阪労基署に労災請求を行った。

T Tさんは1950年生の69才男性。1979年から2019年6月に胸膜中皮腫を発症するまでずっと電気工事に従事してきた。地元の総合病院から兵庫医大に転医し、現在、抗がん剤治療を受けている。中皮腫サポートキャラバン隊が毎週、安全センター事務所で開いている「中皮腫サロン」に治療の相談先を求めて来られた。そ

の後、患者と家族の会関西支部の会合にも参加されている。石綿救済法の給付申請と並行して労災請求を9月に北大阪労基署に行った。キャラバン隊や中皮腫サロンでのピアサポートを利用して、きつい治療に耐えながら頑張っている。

M Yさんは1946年生の73才男性。18才から一貫して電気工事に従事してきた。2017年10月に胸水を認め、2019年3月になって胸膜生検で中皮腫と診断された。病院ケースワーカーに紹介され、労災請求の相談で安全センターに来られた。電気工事労働者としての職歴が明確であることから、昨年11月に大阪西労基署に労災請求を提出した。胸膜剥離手術を受けることを決意して手術に臨むも、続行不能と判断されて閉胸となり、通院加療中だ。

S Kさんは1953年生の66才男性。中学卒業から昨年10月に胸膜中皮腫を発症するまで電気工事に従事してきた。10月に別の疾病で受診した総合病院で胸部に異常がみつかり、生検により胸膜中皮腫と診断された。正月明け早々、労災などの制度の手続きについて電話で相談をしてこられた。相談日の翌日に自宅を訪問し事情をお

聞きし、労災請求の手続きの具体的実務を打ち合わせした。治療面では、翌日から抗がん剤治療を開始するところだったが、一度中皮腫専門の病院へのセカンドオピニオンをする方向で今の病院と相談してみることになった。今まさに治療を開始する段階で不安があり、治療についての相談先が必要な状況だった。

MIさんは1941年生の78才男性。中卒後、関西の石綿工場の構内下請け企業に就職し4、5年仕事をしたのちに左官として長年建築現場で働いてきた。昨年、腹膜中皮腫を発症し自宅近くの総合病院で入院加療中。正月明け早々に家族が労災請求の相談で電話をかけてこられた。すぐに入院先で家族とともにお話を聞いたところ、構内下請け就労時のことをしっかり記憶されており、なおかつ、その後の左官として就労についても明確だった。今後は緩和治療中心で療養することになり転院目前という状態を踏まえて、一刻も早く労災請求し調査に着手してもらうことが重要であった。二日後に労基署に行き、事業主証明、医師証明なしのまま労災請求を行い受理してもらい、すぐに調査開始となった。

5人の方は、いずれも石綿を原因とする職業がん（肺がん1名、中皮腫4名）であることが明らかで労災認定自体には大きな障害はない。

そして、労災補償は最低限の補償であり、これらのケースは加害者としての国や企業の責任が問われるべきケースに該当し、すでにそのスキームは各方面の努力の結果、確立しつつある。

ところが、労災補償やその先にある損害賠償の取り組みは、労災補償を受けられていない、たとえば、救済給付だけの方には殆どの場合、無関係だ。また、これまでの取り組みの成果は、こうした方の救済水準の向上に何ら結びついてこなかったというのが現実であることを痛感する。

実際、同じ中皮腫患者であっても労災補償に該当しない場合は多く、同じ中皮腫でありながら、給付水準の低い救済給付に止まってしまうことは、不公平だというのが実感だ。石綿を原因として発症するという特異の特徴をもつ中皮腫の方の半分以上が救済給付しか受けられていない。そして、これまでの被害者運動は、この半分以上の方にとっては救済給付以上のものをもたらす成果を上げてこなかった。

他方、石綿救済制度にしる、労災保険制度にしる、病気になった被害者の「命を救う」ことにまったく無頓着でありすぎた。被害の掘り起こし、救済運動に取り組む私たちは、結局経済的解決を実現したとしても、「いのち」にあまりに関心であったと思う。これまでの反省を込めて、石綿被害の救済は患者の「いのちの救済」を最優先されるべきだということを改めて銘記したい。

「いのちの救済」「救済法給付改善」を今後の制度改正運動の優先課題に据え、労災補償を受けられる石綿被害者と受けられない石綿被害者が一丸となって、アスベスト被害という史上最大の社会的災害に立ち向かうべきではないだろうか。

行き詰まっている現実をなんとかしてでも

変えなければならないと思う。

「いのちの救済＝治療、研究を飛躍的に前進をさせる」方法の第一は、石綿救済法の目的に「治療、研究の推進」を明記し、石綿救済基金を治療、研究に投入できるようにすることである。

「救済法の給付内容、水準を向上させるための法改正実現」のためには「既存の取り組みを救済法改善につなげていく方法」「既存の運動の枠組みとは違う救済法改善を実現するための新たな方法」を工夫する

ことが必要で、大胆な発想の転換が求められている。



「余命」1年と告げられ18年後の今を生きる「中皮腫」患者の闘病記録

栗田 英司 著

- 「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」会員
- 「日本肺がん学会」ガイドライン検討委員会胸膜中皮腫小委員会委員

「中皮腫サポートキャラバン隊」として、日本全国のアスベスト疾患患者のピアサポート活動に邁進する栗田英司氏。

33歳の時に「上皮型悪性腹膜中皮腫」との診断を受け、余命1年と宣告されたにもかかわらず、その後18年を今も前向きに生き続ける。中皮腫の診断イコール余命1年や2年などという症例が多いなか、「希望の星」と称えられる著者、渾身の闘病記です。くわえて、著者以外の、長期生存や元気に生活する6人の中皮腫患者へのインタビューもあわせて掲載。病と向き合い、闘うためのヒントを多く得ることのできる、貴重な書です。

【お問い合わせ】

関西労働者安全センター

TEL:06-6943-1527

FAX:06-6942-0278

mail to:koshc2000@yahoo.co.jp

「余命」1年と告げられ18年後の今を生きる
「中皮腫」患者の闘病の記録

もはや これまで

〈付〉聞き書き6人の患者の場合

栗田 英司

生きるとは？死ぬとは？中皮腫でお悩みの方、
がんでお悩みの方、さまざまな病気に直面し
お悩みの方、ぜひ手にとってみてください。

この本には「希望」があります——。

SEIKOSHA

■出版社：星湖舎

<http://sksp.biz/index.html>

■体裁：四六判、本文184頁、ソフトカバー

■定価：本体1500円＋税

ISBN978-4-86372-097-8 C0095

複数就業者の保険給付で 法案上程

複数事業賃金の合算と複数業務要因災害 新設

複数の就業先で働く労働者の労災保険給付を見直す改正法案が、2月4日、国会に上程された。「雇用保険法等の一部を改正する法律案」で、労災保険関連では労働者災害補償保険法と労働保険の保険料の徴収等に関する法律の改正となる。今号では、具体的な改正内容と条文案を紹介する。なお、改正法の施行日は「法律公布後6か月を超えない範囲で政令で定める日」とされており、順調に進めば今年秋までには施行されることとなる。

「複数事業労働者」の災害は 全部の賃金合算が基本に

まず、今回の改正で対象となる複数の就業先で働く労働者の定義だが、条文では「事業主が同一人でない二以上の事業に使用される労働者」（第1条）と表記され、以下の条文では「複数事業労働者」と表記される。

そして、一つの就業先で発生した労働災害による休業補償等について、他の災害が発生していない就業先の賃金分まで合算し

て給付額に反映させる改正のため、「給付基礎日額」について定めた第8条に次の第3項を加える。

労働者災害補償保険法第8条第3項
前二項の規定にかかわらず、複数事業労働者の業務上の事由、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由又は複数事業労働者の通勤による負傷、疾病、障害又は死亡により、当該複数事業労働者、その遺族その他厚生労働省令で定める者に対して保険給付を行う場合における給付基礎日額は、前二項に定めるところにより当該複数事業労働者を使用する事業ごとに算定した給付基礎日額に相当する額を合算した額を基礎として、厚生労働省令で定めるところによって政府が算定する額とする。

この条文の挿入によって、複数の就業先で働く労働者（それに労働者ではないが特別加入をしている就業先も含む。）の給付基礎日額は、通勤途上災害の場合も含んで、全部の就業先の賃金額が合算して算定されることになり、休業、障害、遺族等の各給

付に反映されるわけだ。

合算後の給付基礎日額については、年齢階層別の最高・最低額など、給付基礎日額についての規定はそのまま適用されることになるため、第8条の2から第8条の4までについても改正がされ、未支給の保険給付等についても必要な改正がされている。

「複数業務要因災害」の保険給付新設 使用者責任問わず

もう一つの大きな改正は、複数の就業先の業務上の負担を合わせて評価をして支給する保険給付の新設だ。従来の保険給付は、労働基準法第8章による使用者の災害補償義務を根拠とした休業補償給付等の各「補償給付」と、労災保険独自の保護制度である通勤途上災害の休業給付等の各「給付」だった。

1月に労政審が報告で示した方向は、労働基準法の災害補償義務とは異なり、当該事業場の補償責任は問わないものとし、個々の事業場の労災保険へのメリット制適用についても対象外とした。

このことから保険給付の種類にまったく新しい給付が創設されることになった。第1条では、「業務上の事由」と「通勤による」の間に複数事業労働者についての新たな給付が加わった。

第1条

労働者災害補償保険は、業務上の事由、事業主が同一人でない二以上の事業に使用される労働者（以下「複数事業労働者」とい

う。）の二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、あわせて、業務上の事由、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図り、もつて労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（傍線は新たに挿入された部分）

保険給付の種類を規定した第7条も、これまでの①業務災害の保険給付、②通勤災害の保険給付、③二次健康診断等給付に加えて、次の新第2号が加わることとなった。

第7条第1項

一（略）

二 複数事業労働者（これに類する者として厚生労働省令で定めるものを含む。以下同じ。）の二以上の事業の業務を要因とする負傷、疾病、障害又は死亡（以下「複数業務要因災害」という。）に関する保険給付（前号に掲げるものを除く。以下同じ。）

三・四（略）

労災保険法で使われる保険給付名は、「業務災害」と「通勤災害」に、「複数業務要因災害」が加わった形だ。なお、「これに類する者として厚生労働省令で定めるもの」としているのは、特別加入者の複数就業者も含むため、これを省令で規定するた

めのものだ。

新たな複数事業労働者の各保険給付については、第3章保険給付の第2節のあとに第2節の2が加わる。その最初の条文は次の通り。

第20条の2 第7条第1項第2号の複数業務要因災害に関する保険給付は、次に掲げる保険給付とする。

- 一 複数事業労働者療養給付
- 二 複数事業労働者休業給付
- 三 複数事業労働者障害給付
- 四 複数事業労働者遺族給付
- 五 複数事業労働者葬祭給付
- 六 複数事業労働者傷病年金
- 七 複数事業労働者介護給付

以下、各給付について、業務災害について規定した条文の準用規定が続く。

非災害発生事業場分の給付など 保険率の扱いは省令で対応

労政審の報告では、複数事業労働者の労働災害に関する給付のうち、非災害発生事業場の賃金をもとに算定された給付基礎日額の合算分によるもの、複数事業の業務を要因として発生した給付（複数事業労働者休業給付等の給付分）については、その当該事業場の保険率に適用するメリット制計算に含めないこととしている。

これらの給付について、その当該事業場に何らかの影響を及ぼすことは明らかに不合理であり、メリット制による負担は全事業

者によることとしたからである。

そのため、労働保険の保険料の徴収等に関する法律も改正している。

具体的には「複数業務要因災害」（労働者災害補償保険法第7条第1項第2号で新たに設けられた）の給付分も含めて保険率算定の基礎とすることを明記、今後制定される省令により、メリット制適用での取り扱いなどについては、詳しく制定されることとなる。

様々な複数就業者と特別加入制度 期待される在り方の議論

以上、今回の労働者災害補償保険法等の改正について、主要な部分は紹介した。考えてみれば、1972年の通勤途上災害保護制度創設以来の新たな保険給付が追加される大改正となっている。しかし、実際の運用となると、前号でも紹介したように、特別加入者の取り扱いのあり方などをどのように整理するかという問題など、省令段階での規定の仕方に関わる部分がいくつかある。とくに半年後にせまる運用にあたっては、労働者や特別加入者に十分な周知を行うことも必要となるだろう。

そもそも保険給付の請求用紙の様式も今後定められることとなる。通勤災害のように複数業務要因災害が多くなることは考えられないことからすると、従来の業務災害用の用紙の表題に兼用のための文字が挿入され、非災害発生事業場分の賃金明細は別紙が作成されるということになるのだろう。

いずれにしろ、特別加入制度における複数事業労働者同等の取り扱いの問題を契機に、特別加入制度のあるべき姿について、もっと広範な情報をもとに広く議論を進め

ていく必要があるだろう。その意味では、これからの労働政策審議会での議論に注目して行く必要があるといえよう。

ウーバーイーツユニオンが事故調査 フリーランスの労災補償はどうなる!?

働き方や雇用形態が日々、多様化しているが、そういった労基法上の「労働者」に当てはまらない働き手から、業務中の労働安全衛生の問題について提起する動きが続いている。昨年12月には、日本俳優連合会、落語芸術協会、日本音楽家ユニオン、日本ベリーダンス連盟、日本奇術協会などが、労災保険の特別加入制度の適用を厚生労働省に要望した。フリーランスなど個人契約や請負などで働き、労働者には当たらない人たちだ。労災保険の特別加入の対象にもなっておらず、特別加入を手続きするための業界の事務組合を認めてもらうよう求めている。

またインターネット上のプラットフォームから仕事を請けて働く働き手をプラットフォームワーカーと言うそうだが、プラットフォームワーカーの労災問題も顕在化してきている。

飲食店より配達を請け負うウーバーイーツの配達員らが結成したウーバーイーツユニオンも、多発する配達中の事故を問題視し、ウーバーイーツに適切な補償制度などを求めている。

配達員はスマートフォンでアプリをダウ

ンロードして運営会社と契約し、スマートフォンで配達依頼を受ける。運営会社の人間とはまったく顔を合わすこともなく、仕事を請け負う。

ウーバーイーツの配達員の事故については、各国で問題になっている。

昨年10月には台湾でウーバーイーツとフードパンダの配達員が相次いで事故で死亡し、配達員と運営会社に雇用関係があるか議論を呼んだ。台湾労働部は、雇用関係と認め労災加入していなかった運営会社を処罰する方針を示した。

ウーバーイーツユニオンのホームページによるとアメリカ合衆国カリフォルニア州では、近くプラットフォームワーカーも労基法上の労働者とする立法が成立する予定であり、フランスでは2016年に労働法典改正法において、プラットフォームが働き手を保護する保険料を負担すること、働き手の教育費用を負担すること、働き手に団結権、団体交渉権、団体行動権を保障することが定められているという。

日本のウーバーイーツに関しては、昨年10月に設けた「配達パートナー保護プロ
(10ページへつづく)

死ぬまで元気です

Vol.21 右田 孝雄



皆さま、早くも2020年はひと月経過しました。時が経つのは早いですよね。

実は、このひと月の間に「中皮腫サポートキャラバン隊」にも悲しいお知らせがありました。キャラバン隊副代表として、また中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会福岡支部の世話人までしていただいた胸膜中皮腫患者の今村亨さんが1月21日に54歳の若さで旅立たれました。今村さんの葬儀にも参列し、その時親族の方々にお伺いしましたが、彼は今まで人に怒ったり喧嘩をしたことがないほど穏やかな方だったそうです。現に私も彼には幾度となく愚痴をこぼしたのですが、彼は常に穏やかな顔つきで、「どうして分かってくれないんですかねえ」と私に同意してくるものの、怒りを表に出したことはありません。



せんでした。私自身、昨年共同代表の栗田英司さんを亡くし、そして今村さんを亡くして両翼を無くした鳥のような気持ちです。

中皮腫患者が中心に活動する「中皮腫サポートキャラバン隊」ですので、共同代表の私はもちろん、副代表の方々はみな患者です。今まで患者という面から体調の変化や仕事等の関係上、運営会議や関係各所への打合せに出席できないことがしばしばあったり、今回のような不幸があることも考えられることから、「中皮腫サポートキャラバン隊」として副代表をどんどん登用していくことを決定しました。全国あちこちで講演やピアサポートで活躍された患者さんを副代表として迎えたいと思います。そして、副代表にはいろいろアイデアを出していただいて、より中皮腫患者のために何ができるかを考えて即実行に移して、一刻も早く治療法や新薬が承認されるように努めていきたいと思います。

最近も、新たに副代表となった方のアイデアでツイッターやインスタグラムといったSNSでも情報発信を始めました。また、一昨年からは始めた毎水曜日の「中皮腫サロン」では第2水曜日に全国の患者さん達とオンラインミーティングで交流が図れる「中皮腫ZOOMサロン」も開催され、大阪・福岡・横浜・東京表参道・埼玉大宮を拠点局として患者さ

んも集まりだしていますし、まもなく札幌や名古屋でも拠点局を開設する予定です。「中皮腫サロン」では最近では飛び込みで患者さんやご家族がご相談に来られたり、常連の患者さんが遊びに来られたりとおかげさまで充実の一途です。

これからも新たな患者さんを掘り起こし、

励まし合ってどんどん副代表に登用していった新しいことにチャレンジし、中皮腫の新薬、治療法の開発に協力していきながら、隙間のない保障を目指して頑張っていきたいと思えますので、今年も「中皮腫サポートキャラバン隊」の応援をよろしくお願い致します。

(8ページのつづき)

グラム」について、十分な補償条件であるかユニオンは疑問視しており、補償を受ける際の手続きや補償条件の詳細が不明であるとして、説明会の開催などを求めている。

またユニオンはホームページ (<https://www.ubereatsunion.org/>) 上で事故調査を行っている。配達員の現状を把握し、調査結果を元に、安全確保に取り組むねらいである。

労働基準法上の労働者ではない働き方が

増加しており、仕事での安全をどう確保するのか、補償費用は誰が負担するのか、重要な問題である。自由な働き方とは言われるが、実際には弱い立場であるフリーランスやプラットフォームワーカーの実態を、使い捨て労働力にはしない社会的仕組み作りが必要だろう。



中皮腫ポータルサイト
みぎくりハウス

<https://asbesto.jp/>



**中皮腫患者による、中皮腫患者のための情報発信、
交流の場！！**

お問い合わせは、**0120-310-279** 中皮腫サポートキャラバン隊



その 32：かかり木の処理 新たに規制対象に

チェーンソーで木を伐採する仕事の安全対策が大幅に変更された。林業就業者の絶対数は極めて少ないにも関わらず、毎年3～40人が死亡しており、労働災害発生率がとびぬけて高い業種であることはよく知られている。

災害発生の起因物の分析では、立木(りゅうぼく、立っている木のこと)が約3割、チェーンソーが約2割を占めている。こうした状況に対し、労働安全衛生規則の関係条文が昨年2月に改正され、同8月1日に施行されている。

改正の主な内容は、①チェーンソー作業に関する特別教育の時間数を増やして強化、②伐木作業時の受け口を作る義務を胸高直径40cm以上から20cm以上に拡大、③かかり木のすみやかな処理と作業時の禁止事項設定、④伐倒時に立木の高さの2倍相当半径の内側への伐倒に従事する作業員以外の立ち入り禁止、⑤チェーンソー作業員には下肢切創防止用保護衣の着用を義務付けるというものだ。

伐倒時に20cm以上で受け口作りを義務付けるなど、細かい規制が強化されたことも興味深い。ここでは「かかり木」の対

策について紹介しておこう。

日本全国にある人工林で、手入れが遅れ放題の状況を見ると、いたるところで間伐作業が必要なことは、よく知られるようになった。しかし、立木の混みあった山林で、伐倒しようとする、かかり木になってしまうのはごくごく普通のことだ。光が当たる場所を目標けてどの木の枝も張り出しているところに、木を倒すものだから引かかるのは当たり前。もたれかかられているあの木さえ倒せば、2本とも首尾よく地面に横たわらせることができる。あるいは、隣にあるもう1本の木を切って激突させたら(浴びせ倒し)、そのはずみで外れて倒すことができる。

こんな場面は、間伐の仕事をやったことがあれば誰でも経験しているだろう。しかし、今度の改正は、かかられている木の伐倒や激突させるために別の木を伐倒することは禁じている。

たしかにかかってしまった木をウィンチなどを使って処理するのは、ずい分手間がかかる。うまくかかられている木を倒せば効率的に作業が進む。しかも間伐の仕事の報酬は、処理面積当たりの歩合で決まる…。

そして予期せぬタイミングで予期せぬ方向から重量物の伐倒された立木が倒れてきて一命を落とす、というような重大災害が起こり続けてきたのだ。

ちなみに、この省令改正で「木馬(きんま)運材及び雪そり運材」について規制した第485条から第497条は、もはや誰もやっていない運材方法として廃止された。

労働安全衛生規則

(かかり木の処理の作業における危険の防止)

第 478 条 事業者は、伐木の作業を行う場合において、既にかかり木が生じている場合又はかかり木が生じた場合は、速やかに当該かかり木を処理しなければならない。ただし、速やかに処理することが困難なときは、速やかに当該かかり木が激突することにより労働者に危険が生ずる箇所において、当該処理の作業に従事する労働者以外の労働者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を縄張、標識の設置等の措置によって明示した後、遅滞なく、処理することをもつて足りる。

2 事業者は、前項の規定に基づき労働者にかかり木の処理を行わせる場合は、かかり

木が激突することによる危険を防止するため、かかり木にかかられている立木を伐倒させ、又はかかり木に激突させるためにかかり木以外の立木を伐倒させてはならない。

3 第一項の処理の作業に従事する労働者は、かかり木が激突することによる危険を防止するため、かかり木にかかられている立木を伐倒し、又はかかり木に激突させるためにかかり木以外の立木を伐倒してはならない。

ク 本条第2項及び第3項は、かかり木処理時に発生する死亡災害は多数に上っていることから、死亡災害が多く発生している「かかり木にかかられている立木を伐倒」及び「かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木を伐倒（浴びせ倒し）」を禁止すること。

(参考1)「かかり木にかかられている立木を伐倒」とは、図3のとおり、かかられている立木を伐倒することにより、当該伐倒木及びかかり木を一体的に伐倒させること。



図3 かかり木にかかられている立木を伐倒

(参考2)「かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木を伐倒」とは、図4のとおり、他の立木を伐倒し、かかり木に激突されることにより、かかり木を外す（いわゆる浴びせ倒し）こと。



図4 かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木を伐倒

(参考3) 図5に示す「かかっている木の元玉切り」（かかっている木について、かかった状態のまま元玉切りをし、地面等に落下させることにより、かかり木を外すこと。）については、改正省令によ

韓国からの ニュース

■産災事故死亡、前年対比 116 人減って、統計作成以来最大の減少

雇用労働部によれば、昨年、産業災害で亡くなった労働者は 855 人だ。2018 年の 971 人から 116 人 (11.9%) 減少した。減少人員と減少率のいずれも、統計を取り始めた 1999 年以後で最も大幅に減った。100 人以上減少したのも今回が初めてだ。産業災害事故の死亡者を 100 人減らすという労働部の目標を達成した。

産業災害死亡事故の算定基準が変わった点を勘案すれば、減少幅が一層目立つ。政府は 2018 年 7 月から、施工額 2 千万ウォン未満の建設工事と常時勤労者 1 人未満の事業場にまで産業災害保険を適用した。産業災害の補償範囲が広くなれば、死亡者数が増える可能性が高い。それでも死亡者が減ったという事実労働部は注目している。

労働部は安全保健公団と一緒に、今年の 7 月 16 日から 10 月 31 日まで「事故死亡減少 100 日緊急対策」を施行した効果と見ている。公団と労働部は建設現場での墜落事故の予防に重点を置いて、予防活動を展開した。二人一組の点検班 200 班を構成して、中小規模の事業場を中心に抜き打ち点検を行った。違法事項を摘発して是正命令を出した。是正命令に応じなかったり、決まった是正期間内に改善しなかった事業場は、不良事業場に分類した。労働部は不良事業場に対しては直ちに勤労監督を行った。100 日間で 3 万 1691 ケ所を点検した結果、不良事業場 861 ケ所に勤労監督を実施した。2020 年 1

月 3 日 毎日労働ニュース キム・ハクテ記者

■政府は産業災害減少を期待するが「立法不備の憂慮」は消えず

産業安全保健法の全面改正が 16 日から施行される。下請け労働者に対する元請けの産業安全保健責任と違反時の処罰が強化される。元請けが責任を負う場所も拡大する。有害・危険物質を取り扱う作業は、請負を禁止または政府の承認を受けなければならない。

労働部のイ・ジェガブ長官は 14 日、10 大建設業者の CEO と大韓建設協会・大韓専門建設協会の関係者たちと、建設災害予防のための懇談会を行った。

産業安全保健法の全面改正で政府が目指す大きな課題は、「元請けの安全保健措置義務」だ。今までは請負事業場の 22 の危険箇所だけに限定していた労災予防の責任範囲を、全事業場に拡大、事業場の外であっても、請負人が支配・管理し、火災・爆発・墜落といった危険がある 21 の場所でも、元請けが安全保健の措置を執らなければならない。

従来から認可対象だったメッキ作業や水銀・鉛・カドミウムを扱う作業のような有害・危険作業は、請負が禁止される。急性毒性物質の取り扱いなど大統領令で定める作業は、請負時に承認を受けなければならない。反面、死亡事故が続いている造船所・発電所や鉄道・ベルトコンベヤー作業場などに対する規制がなく、議論になっている。

国家人権委員会は昨年 11 月、「変化した産業構造と作業工程などを考慮して、請負禁止範囲を拡大せよ」と勧告した。労働部は今年 20 日までに受け容れるかどうかを明らかにしなければならない。労働部は受け容れは困難だという立場だ。パク・ファジン労働

政策室長は「職業病を起こす深刻な物質の取り扱いの請負を禁止し、元請け責任を拡大した改正法を先ず定着させた後、効果がない場合に検討してみる」、「施行を先に、(国家人権委勧告は)後で検討する」と話した。

産業安全保健法の全面改正案で、作業中止命令制度が弱まったという指摘もある。既存の法は、産業災害が発生する緊急で差し迫った危険があったり、労働部長官の安全・保健措置命令を事業主が履行しなかった場合、作業の全部または一部に中止命令を出すことができる。改正法は、重大災害が発生した時には一部作業中止命令を、重大災害の拡大が憂慮される場合には全作業の中止命令を出せるとした。危険な機械・器具に対する労働部長官の是正命令を事業主が履行せず、危険が顕著に高まる虞れがあれば、全部または一部の作業中止命令が可能だ。

一部は、今までの法条項よりも作業中止命令の条件を難しくしたと批判する。改正法によれば、一部作業中止命令を履行しなかった事業主は、5年以下の懲役または5千万ウォン以下の罰金に処される。しかし全面作業中止命令の不履行には罰則条項がない。労働部の関係者は「法制処に問い合わせた結果、一部作業中止命令の不履行に対する処罰を、全面作業中止命令の不履行に対しても適用できる、という解釈だった」とし、「(法改正は)検討してみる」と話した。2020年1月15日 毎日労働ニュース キム・ハクテ記者

■ソウル行法、白血病で死亡したハンソルケミカルの労働者に産災認定

金属労組法律院、民主労総全北本部、パノリムによれば、ソウル行政法院は10日、業務上疾病を不認定とされたLさんの遺族が提起した遺族給付・葬祭料の不支給処分取り消

し訴訟で、原告勝訴判決を行った。

故Lさんは2012年にLGディスプレイ、サムスン電子などに電極保護剤・洗浄剤・電子材料を生産して納品するハンソルケミカルに入社した。ハンソルケミカルで生産業務を担当したLさんは、入社3年10ヶ月目の2015年に急性リンパ性白血病に罹った。Lさんは2016年8月に亡くなり、遺族は勤労福祉公団に遺族給付と葬祭料支給を申請。

公団は産業安全保健研究院の疫学調査報告書を引用して、白血病を誘発する主な有害因子であるベンゼン・ホルムアルデヒド・1,3-ブタジエンなどにばく露したレベルが基準値に達していない、として申請を不承認とした。

ソウル行政法院は「事業場が、化学物質使用に関する法令上の基準から逸脱していないからといって、安全だと断定することはできない」とし、「故人は事業場で発生したベンゼンなどの白血病有害因子に持続的にばく露して疾病に罹り、疾病の悪化で死に至った」と判示した。法院は、ハンソルケミカルが産業安全保健法によって2012年から2015年までに実施した作業環境測定結果報告書で、ベンゼン・ホルムアルデヒド・ブタジエンなどの有害因子を測定対象から除外した点を指摘して、「故人が上記の期間に各有害因子にばく露した数値がどの程度なのかが明確に判らない」と皮肉った。更に「本件発病以前に各有害因子に対するばく露防止措置を適切に準備したのかにも疑問を感じる」と指摘した。

ソウル行政法院は、職業病被害者が主な有害因子にどれだけばく露したのか知ることができる資料の提出を拒否した事業主と関連行政庁の態度に言及して、「故人に有利な間接事実と考慮する他ない」とした。2020年1月17日 毎日労働ニュース カン・イエスル記者

■「キム・ヨンギョン法」施行後／仁川で建設労働者が1ヶ月に5人死亡

23日、民主労総全国建設労組京仁地域本部は、今年に入って仁川地域の建設現場でクレーンの倒壊や墜落などで、労働者が相次いで亡くなったとして、雇用労働部に死亡事故予防のための根本的な対策を要求した。

前日、松島のショッピングモール新築工事の現場で、Kさん(50)が5階から落下して亡くなった。Kさんは5階に設置された臨時の足場の1ヶ所が崩れて墜落した。

21日にも西区のマンション建設現場で、ベトナム国籍の労働者Kさん(26)が、24階で外壁に設置された足場を解体していて、3階の玄関の構造物の上に落ちた。8日にも南洞区のオフィステル新築工事現場で、夜間に駐車タワーの設置作業をしたDさん(60)が、10m下の鉄骨構造物に落ちて亡くなった。3日には松島で高さ30mの大型クレーンが倒れて、解体作業をしていたRさん(58)とMさん(50)が亡くなり、Hさん(34)が負傷。

建設労組は「これらの事故は、現場で安全教育を実施し、安全準則を守っていれば十分に防ぐことができた」と主張した。労組の関係者は「元請け事業主の責任を強化したいいわゆる『キム・ヨンギョン法』が16日から施行されたが、今の建設現場は元請けから下請けまで、労働者の命よりも工期合わせが最優先」と話した。更に「建設産業基本法で制限した不法下請けも蔓延し、安全は後まわし」にされているとして、「建設現場の不法下請け構造などに対する根本的な解決策がなければ、死亡事故は繰り返される」と話した。

昨年の産業災害事故による死亡者855人の内、建設労働者は428人。うち半分以上の265人が墜落で亡くなった。2020年1月23日 京郷新聞 パク・ジュンチョル記者



■列車乗務員の下肢静脈瘤は業務上疾病

列車乗務員に発症した下肢静脈瘤は業務上疾病に該当するという、業務上疾病判定委員会の判定が出た。手術室の看護師のように、狭い空間で静止した姿勢で長時間立って働く労働者の下肢静脈瘤が産業災害と認定された事例はあるが、歩いて動く仕事で発病した下肢静脈瘤が産業災害と認定されたのは異例。

勤労福祉公団ソウル業務上疾病判定委は9日、KTXと一般列車の乗務員であるKさん(31)の療養給与申請事件で、下肢静脈瘤を業務上疾病と認定した。

Kさんは2012年7月に韓国鉄道公社の子会社コレイル観光開発に入社し、KTXと一般列車の乗務員として働いている。2016年4月から左足のふくらはぎに痛みが発生した。夏の旅行シーズンに業務量が増加し、キチンと治療を受けられなかった。8月に訪ねた病院で下肢静脈瘤の診断を受けた。9月から二ヶ月間の病気休暇を出して手術治療を受けた後、現場に復帰した。治療後も疾病は完治せず、2018年10月に追加治療を受けなければならないという診断を受け、Kさんは再び二ヶ月間の病気休暇を出した。彼女は昨

(18ページにつづく)

前線から

はつり工の全身性強皮症 労災認定が課題

大阪

近年、はつり作業に従事してきた方々から振動障害の相談が増えている。今日のはつり作業では、コンプレッサーからの圧縮空気で作稼する振動工具を使用する。圧縮空気を利用することによって1分間に1000～1400もの打撃をコンクリートに与えることが可能になり、破碎を容易にすることになった。鑿と槌で作業を行っていた時代と比較して、誰でも効率よく作業を進めることができるようになったのである。

しかし、たとえばコンクリートブレイカーは鑿部分だけでも数kg、本体を合わせると30kgから40kgに及ぶ重量を抱えることから、その振動は身体に及ぼす影響も大きい。あるメーカーが試算している使用可能時間は1日1時間から2時間である。1日8時間労働として、常に工具が稼働

しているわけではないが、それでも1日の稼働時間がそこまで短いということはない。

振動ばく露を原因とした振動障害が認められることはもちろんであるが、これらの相談者に共通して全身性強皮症が認められた。被災者のうち2名はすでに別の医療機関において全身性強皮症の治療を行っている。全身性強皮症とは、両側性の手指を越える皮膚硬化や、手指に限局した皮膚硬化に抗セントロメア抗体などの自己抗体が陽性であるときなどの場合に診断される。症状としては振動障害と同じように、血管障害から手が冷やされたときに指が白くなるレイノー症状が認められることもある。振動障害の認定基準（昭和52年基発第307号）にも類似疾病として関節リウマチ、強皮症等の膠原病が挙

げられていることから、古くから知られている話には違いない。また、海外ではすでに業務上疾患として認める国もあり、たとえば南アフリカ共和国では1974年に鉱山労働者法において職業病としてリストに挙げられている。

主治医によると振動障害を抱える被災者に全身性強皮症が認められることは、「全国的にも珍しいことではない」とのことだった。そこで問題にしたいことは、全身性強皮症が自己免疫疾患であり、環境因子としてシリカが確認されている点である。先述のとおりはつり工はエア工具を用いてコンクリートを破碎する。そのとき、振動にばく露するだけでなく、大量の粉じんにもばく露する。コンクリートには骨材として石英（シリカ）を含む砂利が多く含まれることから、粉じんがじん肺の原因となるだけではなく自己免疫疾患である強皮症の原因にもなるのである。

近年では全身性強皮症は国の指定難病であり、悪性関節リウマチやANCA関連血管炎などの他の自己免

疫疾患同様に医療費助成を受けることができることから、業務との関連を突き詰めて考える機会はありません。しかし重症化することで生命に影響

を与えるほどの臓器病変を引き起こすことがありうることから、強皮症のケースも積極的に労災請求し、問題提起をしていかななくてはならないと考える。

る手術を受けた。2017年にも再発による再手術を経験し、不安と絶望に苛まれる中でも、小さな幸せを探しながら前向きに楽しく生きていこうと説いた。

アスベストユニオン定期大会 那覇で開催

沖 縄

2020年1月26日、那覇市久米の沖縄青年会館において第14回アスベストユニオン定期大会が開催された。

沖縄での大会は初めてのことであり、組合員、役員が全国から結集した。

沖縄とアスベストとの関係は、よく知られている問題としては基地労働者のアスベストばく露が挙げられる。沖縄には、1972年以前の日本復帰前に離職した基地従業員がいるが、そのアスベスト健康被害に対してはアメリカに労災請求し、死亡した労働者については、遺族に対して特別遺族給付金が支給されることになっている。この件は全駐留軍労働組合が積極的に取り組んでいるようで、地元紙を検索するとその活動

がしばしば報告されている。

しかし今回は、より広く石綿による健康被害を考えるために職業ばく露の経験がない中皮腫患者の方にご講演いただいた。「腹膜中皮腫闘病15年 南の島・沖縄から」というタイトルで、登壇された鹿川真弓さんは2004年、26歳のときに腹膜中皮腫と診断を受けている。鹿川さんは、1年9か月の抗がん剤治療のうち、2007年に県外の病院で卵巣や子宮などを摘出す

講演前に先立ってアスベスト健康被害相談会を設け、中皮腫サポートキャラバン隊の右田孝雄さんが対応した。

定期大会では、全国で続くアスベスト健康被害に対する企業責任の追及について議論した。補償額の多寡はあるものの、死亡労働者を含めて被害に対する補償について真剣に検討する企業がある一方、ニチアスのように代理人任せで法廷でしか解決しようとする企業や、交渉に応じても解決を目指そうとしない日立製作所のような企業もある。このような企業への追及を緩めずに闘っていくことを一同確認した。

連合大阪労働安全衛生センターが総会 職場巡視研修など取り組みを決定

大 阪

2月10日、連合大阪労働安全衛生センターが第

14回総会を開催し、職場巡視研修会の開催やストレ

スチェック制度検証の取り組みなど、1年間の活動方針と役員体制を決定した。

同センターは、2001年の発足以来、労働組合地方組織による労働安全衛生センターとして取り組みを進めてきたが、2010年の労災防止指導員制度の廃止以降、やや活動が低調となっていた。

この日は、「複数就業者の安全衛生・災害補償問題」と題して関西労働者安全センターの西野が講演した。そのなかで最近の情勢に比べ、連合の安全衛生の取り組みの歴史を振り返り、

連合大阪における安全衛生センターの役割を改めて強調した。

同センターは発足以来、連合大阪から選出されている約40名の労災防止指導員と交流し、労働組合単組の安全衛生担当者の研修機会を確保するなどの活動を活発に展開してきた。とくに発足後2年間にわたって、地域産業保健センターを活用して、地域の労使担当者を集めた研修など、評価の高い活動も進められた時期があった。ところが2010年末に労使団体から推薦された労災防止指導員

の活動が廃止されて以降、同センターの事実上の要となっていた指導員会議がなくなり、低調なままとなっていた。

働き方改革関連法などによる、産業保健対策の強化で、労働組合の安全衛生担当者の役割がますます増しており、同センターの活動の強化が期待されている。今後の活動が注目されるころだ。

なお、参与として引き続き当センターの西野が就任し、活動への協力を行っていくこととしている。

(15 ページのつづき)

年8月「一日中立って仕事をして、下肢静脈瘤が発症した」として、公団に産業災害を申請した。列車乗務員では初めてだ。

列車乗務員は出発前に列車を点検し、プラットフォームで顧客を迎え挨拶をする。運行中は車内巡回業務を行い、目的地に到着しても、整理のための巡回をする。

運行中の巡回業務は20～30分間隔で、この時間内に列車を一回りする。Kさんが入社した当時の業務マニュアルでは、乗務員はスカートで、膝を曲げて顧客対応をしなければならなかった。靴のヒールは3～5cm程度だ。2014年12月にズボンを履くことができるようになり、最近は腰を曲げて対応する方式に緩和され、ヒールは3cmになった。

顧客の荷物を持ったり棚の荷物を整理するなど、常時重い物も扱った。

ソウル業務上疾病判定委は業務上疾病の判定書で「一日5時間以上立って仕事をし、列車の振動によって下肢に多くの力を集中せざるを得なかった」、「2km以上を不安定な姿勢で歩き、不便な服装によって疲労が累積した」とした。続けて「専門医も、患者の職業の特性上、立っている時間が長く、静脈圧が増加する可能性が高いので、下肢静脈瘤の発症に影響を与え得ると判断した」。ソウル業務上疾病判定委は「申請人の下肢静脈瘤は産業災害補償保険法の業務上疾病と認定される」と判断した。

Kさんの産業災害が認められ、類似の症状を訴える乗務員の産業災害申請が続く可能性が高いと想われる。2020年1月30日 京郷新聞 チェ・ジョンナム記者

(翻訳：中村猛)

1月の新聞記事から

1/4 昨年8月末に記録的豪雨に見舞われた佐賀県武雄市と杵島郡大町町で、少なくとも職員82人が月100時間を超える時間外勤務を強いられていた。両市町が管理職を除く正職員の9～11月の月ごとの残業時間を明らかにした。9月の時間外勤務が100時間を超えたのは武雄市46人、大町町36人で、全正職員に占める割合は武雄市15%、大町町46%だった。両市町とも防災担当の職員が最も長く働き、残業時間は9月だけで約220時間に上った。11月まで3カ月続けて100時間を超えたのは武雄市7人、大町町2人。

1/7 食事の配送サービス「ウーバーイーツ」配達員らでつくる労働組合は、全国の配達員を対象に、業務中に起きた事故の実態調査を開始した。配達員は個人事業主で労災が適用されないため、実情を把握し補償の改善を求めていくのが狙い。ウーバー側は昨年10月に事故時の補償制度を導入したが、労組は適用範囲が限定的で不十分としている。5月までに報告書をまとめ、ウーバー側に補償内容の見直しや、配達員が安全に働けるよう求める方針。

那覇労働基準監督署は、沖縄県内の居酒屋チェーンの店長の男性(30)が長時間労働などで業務上の強い心理的負荷を受けたことで精神障がいを発病し、2017年7月に自殺したとして、労災と認定した。決定は19年12月20日付。多いときには月164時間以上の時間外労働があった。男性はアルバイトから13年に正社員になり店長となった。月に一度程度の休みしか取れない時期もあり、「閉店後に新商品開発を行い、朝や昼ごろまで作業を行う」こともあった。男性の兄は、会社を相手に損害賠償を求めて提訴する考え。社長は長時間労働を否定している。

1/8 厚生労働省は、来年4月から高齢者が希望すれば70歳まで働けるよう企業に就業機会の確保を求める関連法案の要綱をまとめ、労働政策審議会の専門部会で了承された。70歳就業を企業の努力義務とする。法案は20日召集予定の通常国会に提出。

1/9 環境省の中央環境審議会小委員会は、アスベストを使った全ての建物の解体や改修時に、事前調査など飛散防止対策の義務付けを求める答申案をまとめた。政府は20日召集予定の通常国会に提出する大気汚染防止法改正案に盛り込む。石綿の除去漏れを防ぐため、解体業者に作業終了後の確認強化と発注者への報告を求め、作業記録は事前調査分も含めて一定期間保存する。一方、第三者による事前調査や作業確認の実施は、人材不足を理由に見送った。

1/10 三菱電機は自殺者が相次いだことを受け、「職場風土改革プログラム」などパワハラを防ぐ社内教育の強化など労務問題の再発防止策を発表した。教育対象を全社員に拡大。長時間労働の抑制にも取り組む方針を示した。三菱電機では2014～17年に長時間労働などが原因で男性社員5人が精神障害を患うなどして相次ぎ労災認定され、うち2人が自殺。子会社などでも同様の労務問題が相次いでいる。

2014年12月に静岡市の男性職員が自殺した問題で、遺族が長時間労働や部下によるパワハラ行為への対応を怠ったとして、市に約6200万円の損害賠償を求める訴えを静岡地裁に起こした。男性は14

年4月に異動した部署で、10月にはうつ病を発症し、12月に職場で自殺した。男性の手帳には、5～9月に毎月100時間以上の時間外勤務をしていたとの記載があった。また、毎日のように部下から叱責や罵倒といったパワハラ行為を受けていた。地方公務員災害補償基金静岡市支部は19年6月に公務災害と認定。遺族側は関係職員の処分などを市に申し入れたが、市は12月、部下のパワハラ行為は認められなかったとして処分せず、謝罪もしない考えを遺族に示した。

1/12 地方公務員災害補償法の施行前に大阪府内の市役所で水道事業に携わり、アスベストによる悪性胸膜中皮腫で死亡した元公務員の男性について、労働基準監督署が労災と認めていたことが、分かった。石綿にさらされた時期が(1967年の)補償法施行前でも、労災認定されることが分かった社会的意義は大きい。男性は1960～63年、水道事業に従事。2013年に悪性胸膜中皮腫を発症し、72歳で亡くなった。

1/15 36人が犠牲になった京都市伏見区の「京都アニメーション」第1スタジオの放火殺人事件で、死亡した社員らの労災が認定され、補償の支給が始まったことが分かった。昨年に支給決定通知書が届いた。

1/17 2019年の自殺者数が統計開始以来、最少の1万9959人となったことが警察庁の集計(速報)で分かった。減少は10年連続で、人口10万人当たりの自殺死亡率も前年より0.7人減り、15.8人となった。2万人を切ったのは初めて。3月発表最終的な自殺者数は2万人超となる可能性が高い。

1/21 陸上自衛隊守山駐屯地(名古屋)で勤務していた2等陸曹の男性が平成26年、うつ病を発症して自殺したのは過重勤務が原因として、遺族らが国に対し、慰謝料など総額約8千万円の損害賠償を求める訴訟を京都地裁に起こしていた。昨年12月23日付。男性は陸自第35普通科連隊に所属。25年10月の超過勤務時間は175時間に及んだ。中部方面総監部(兵庫県伊丹市)は昨年9月、男性の自殺について公務災害と認定した。

1/23 左官だった静岡市駿河区の男性が2004年1月に肺がんで死亡したのは、国がアスベスト使用を禁止しなかったことが原因として、遺族3人が3850万円の慰謝料などを求めた国家賠償訴訟の判決が静岡地裁であった。裁判長は国に計825万円の支払いを命じた。男性は市内の複数の左官業者の下で40年以上左官として勤務。その間にアスベストをセメントに混合する作業などをした。

1/30 有限会社栄光運輸の30代男性が、同僚からの暴力などが原因で精神疾患を発症し、池袋労働基準監督署に労災認定されていた。認定は2019年11月22日付。同僚は罰金10万円の略式命令を受けたが、現在も勤務。「労災ユニオン」によると、男性は法人や物流会社に集荷するドライバーで、2018年9月男性が同僚に業務連絡した際に因縁をつけられ暴行を受けた。けがを負い、精神科で不眠症などの診断を受けた。さいたま地検は加害者を傷害の罪で略式起訴し、さいたま簡裁は2019年3月、罰金10万円の略式命令を出した。男性は2019年4月に退職したが、現在も抑うつなどの症状が続いている。

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **NEW!**
Relief インナータイプ



腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。

種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super Relief	グレー・ブル -(ツートン)	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
				骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。
■パンフレットあります。関西労働者安全センター-TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
"	2部	4,800円
"	3部以上は、1部につき2,400円増	
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には1部無料配布。2部以上は1部150円増	

Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL.06 (6551) 6854 FAX.06 (6551) 1259